

山梨県公報

第千四百六十一号

平成十六年

三月十八日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………一九九
- 道路の供用開始……………二〇〇
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………二〇〇

公告

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二〇〇
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………二〇一
- 開発行為に関する工事の完了について……………二〇一
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二〇一
- 落札者等の決定について(二件)……………二〇二

教育委員会

- 山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則……………二〇二
- 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………二〇三

人事委員会

- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………二〇三
- 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………二〇三
- 山梨県人事委員会議事規則の一部を改正する規則……………二〇三
- 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………二〇三
- 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則……………二〇四
- 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇六

公安委員会

- 遊技機の型式の検定……………二〇六

告示

山梨県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年四月八日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年三月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大幡初狩線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
大月市初狩町中初狩字岩名二五〇三番の五地先から 大月市初狩町下初狩字上宿三六〇番の一地先まで	旧	三・〇 八・四	七二二・〇
大月市初狩町中初狩字岩名二五二四番地先から 大月市初狩町中初狩字柿久保二六三番の一 地先まで	新	一一・四 一〇八・四	六三〇・〇

山梨県告示第百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年四月八日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年三月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平林青柳線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南巨摩郡増穂町大字平林字北神田八六三番の一地先から南巨摩郡増穂町大字平林字新梨一七七番の四地先まで	四・八〇 一一・〇〇	九・五〇 二二・八〇	七二〇・七 七二〇・七

山梨県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原あきる野線	北都留郡上野原町大字桐原字檜橋渡九九三番の一地先から北都留郡上野原町大字桐原字小桐原一〇四四番の一地先まで	四八〇・〇	平成十六年三月二十九日

山梨県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年三月十八日

- 一 施行者の名称 山梨県知事 山本 栄彦
甲府市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称

- 甲府都市計画道路事業 三・四・十五号住吉四丁目善光寺線（砂田）
事業施行期間 平成十四年三月七日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分 変更なし
2 使用の部分 なし

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年七月十八日まで縦覧に供する。

平成十六年三月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 白根ショッピングセンター
所在地 南アルプス市在家塚四百七十一番三外
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

マックスバリュ東海株式会社 代表取締役社長 内山 一美	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番一号
株式会社メガネトップ 代表取締役 富沢昌三	静岡県静岡市曲金六丁目六番五 十号

3 変更の年月日

平成十六年二月二十五日

三 届出年月日

平成十六年二月二十五日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年七月十八日まで縦覧に供する。

平成十六年三月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社くろがねや 堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 白根ショッピングセンター

(二) 所在地 南アルプス市在家塚四百七十一番三

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設の位置	届出の配置図のとおり	届出の配置図のとおり
廃棄物等の保管施設の位置	届出の配置図のとおり	届出の配置図のとおり

3 変更する年月日

平成十六年四月一日

三 届出年月日

平成十六年二月二十五日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十六年三月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市新屋字中サス一九三六の二の一部、一九三六の四の一部、一九三六の〇の一部、一九三六の七並びに字東小倉七二四の五の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市長 萱沼俊夫

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十六年三月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南アルプス市上今諏訪字宮東二四六の五、二四六の六、二四七の二、二四七の三の一部、二四七の四の一部、二四七の五の一部、二四七の八、二四八の三、二四九の二、二四九の三、二五〇の二、二五〇の三、二五〇の四、二五〇の五、二五〇の六、二五〇の七、二五〇の八、二五〇の九、二五〇の十、二五〇の十一、二五〇の十二、二五〇の十三、二五〇の十四、二五〇の十五、二五〇の十六、二五〇の十七、二五〇の十八、二五〇の十九、二五〇の二十、二五〇の二十一、二五〇の二十二、二五〇の二十三、二五〇の二十四、二五〇の二十五、二五〇の二十六、二五〇の二十七、二五〇の二十八、二五〇の二十九、二五〇の三十、二五〇の三十一、二五〇の三十二、二五〇の三十三、二五〇の三十四、二五〇の三十五、二五〇の三十六、二五〇の三十七、二五〇の三十八、二五〇の三十九、二五〇の四十、二五〇の四十一、二五〇の四十二、二五〇の四十三、二五〇の四十四、二五〇の四十五、二五〇の四十六、二五〇の四十七、二五〇の四十八、二五〇の四十九、二五〇の五十、二五〇の五十一、二五〇の五十二、二五〇の五十三、二五〇の五十四、二五〇の五十五、二五〇の五十六、二五〇の五十七、二五〇の五十八、二五〇の五十九、二五〇の六十、二五〇の六十一、二五〇の六十二、二五〇の六十三、二五〇の六十四、二五〇の六十五、二五〇の六十六、二五〇の六十七、二五〇の六十八、二五〇の六十九、二五〇の七十、二五〇の七十一、二五〇の七十二、二五〇の七十三、二五〇の七十四、二五〇の七十五、二五〇の七十六、二五〇の七十七、二五〇の七十八、二五〇の七十九、二五〇の八十、二五〇の八十一、二五〇の八十二、二五〇の八十三、二五〇の八十四、二五〇の八十五、二五〇の八十六、二五〇の八十七、二五〇の八十八、二五〇の八十九、二五〇の九十、二五〇の九十一、二五〇の九十二、二五〇の九十三、二五〇の九十四、二五〇の九十五、二五〇の九十六、二五〇の九十七、二五〇の九十八、二五〇の九十九、二五〇の百

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茨城県筑波郡谷和原村大字東橋戸八百二十五番地 有限会社オカモト 代表取締役 岡本肇

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年三月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量
土木施設災害対策拠点整備用資材 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十六年三月五日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
川鉄産業株式会社 山梨県甲府市向町六百六十五番地
- 五 随意契約に係る契約金額
四千八百八十九万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第六号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年三月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る購入物品等の名称及び数量
土木施設災害対策拠点整備用資材 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十六年三月五日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
清水工機株式会社 山梨県甲府市高畑一丁目十番四号
- 五 随意契約に係る契約金額
四千二百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第六号に該当

教育委員会

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月十八日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員給料支給規則(昭和二十八年山梨県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

第四条第一項第六号中、「第二十条の五第一項」を、「第二十六条第一項」に改める。

山梨県教育委員会規則第四号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月十八日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則（昭和三十四年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「指導及び」を「指導並びに」に、「整備」を「及び整理」に改め、同条第一号中「文部科学大臣が認める」を「認められる」に、「認められるもの」を「認められるもの」に改め、同条第二号中「当該担当実験」を「当該担当実習」に、「認められるもの」を「認められるもの」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二に次の一項を加える。

3 子の看護休暇は、一日又は一時間を単位とする。この場合において、一時間を単位とする子の看護休暇を日に換算する場合には、第十二条第三項の規定を準用する。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第六号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め

る。

平成十六年三月十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二に次の一項を加える。

3 子の看護休暇は、一日又は一時間を単位とする。この場合において、一時間を単位とする子の看護休暇を日に換算する場合には、第十一条第三項の規定を準用する。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県人事委員会議事規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

山梨県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

山梨県人事委員会議事規則（昭和二十六年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「なつ印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表中第三十八号を第四十号とし、第三十七号を第三十九号とし、第三十六号を第三十八号とし、第三十五号の次に次の二号を加える。

- 三十六 社会福祉法人山梨県共同募金会
- 三十七 社会福祉法人山梨福祉事業会

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則を次のように定める。

平成十六年三月十八日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号。以下「条例」という。)第四条第二項及び第三項並びに第七条の規定に基づき、条例第二条各項の規定により任期を定めて採用された職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第二条 任命権者は、条例第二条各項の規定に基づき、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求めるとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(特定任期付職員の号給の決定)

第三条 特定任期付職員(条例第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一 号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二 号給

三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三 号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四 号給

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五 号給

六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六 号給

七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七 号給

(特定任期付職員業績手当)

第四条 条例第四条第三項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第二項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第五条 特定任期付職員業績手当は、十二月一日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)第十四条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第六条 条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する企業職員を除く。以下「一般任期付職員」という。)であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)第四条第二項に規定する試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号。以下「職員給与規則」という。)別表第三又は山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号。以下「警察職員給与規則」という。)別表第二に定める級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して職員給与規則第十三条第一項第二号、山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第八号。以下「学校職員給与規則」という。）第二十一条第一項第二号又は警察職員給与規則第十三条第一項第二号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、職員給与規則別表第三、学校職員給与規則別表第二又は警察職員給与規則別表第二に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定める必要経過年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経過年数とすることができる。

（一般任期付職員の給料月額等の特例）

第七条 新たに一般任期付職員となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経過年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、職員給与規則別表第七、学校職員給与規則別表第三又は警察職員給与規則別表第三に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条第一項の規定を受ける職員にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

（職員給与規則等の規定の適用に関する読替え）

第八条 前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については、職員給与規則第十二条第一号中「第二十一条第一号又は第二号」とあるのは「山梨県一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成十六年山梨県人事委員会規則第九号。以下「任期付職員規則」という。）第七条」と、同規則第二十二條第三項第二号中「第二十一条」とあるのは「任期付職員規則第七条」と、学校職員給与規則第十一条の二第一号中「第十九条」とあるのは「山梨県一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成十六年山梨県人事委員会規則第九号）第七条」として、これらの規定を適用する。

（雑則）

第九条 この規則に定めるもののほか、特定任期付職員及び一般任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（人事記録に関する規則の一部改正）

2 人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一26の項中「雇用期間の満了」を「任期を定めて採用された職員の任期満了」に改め、同表51の項中「再任用」を「任期を定めて採用された職員」に改める。

（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）

3 山梨県職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「別表第十三に掲げる支給」を「次の各号に掲げる職員のに、次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 別表第十三に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 一万二千元

ロ 二種 一万千円

ハ 三種 一万円

ニ 四種 九千円

ホ 五種 八千円

ヘ 六種 七千円

ト 七種 六千円

チ 八種 四千円

二 山梨県一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（人事委員会が認める者に限る。） 一万二千元を超えない範囲内で人事委員会が認める額

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

4 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第一項中「学長にあつては一万二千元、条例第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者にあつては第二十七条の二第一項各号に掲げる支給割合に応じ、次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 学長 一万二千元

二 第二十七条の二第一項各号に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同項各号に掲げる支給割合に応じ、それぞれ次に定める額

イ 百分の十六 八千円

- 口 百分の十四 七千円
- 八 百分の十二 六千円
- 二 百分の十 四千円
- 三 山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(人事委員会が認める者に限る。) 一万二千円を超えない範囲内で人事委員会が認める額

5 (山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)
 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。
 第二十九条の二第一項中「別表第七に掲げる支給」を「次の各号に掲げる職員」に、「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 別表第七に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員に占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 三種 一万円
 - ロ 四種 九千円
 - ハ 五種 八千円
 - ニ 六種 七千円
- 二 山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(人事委員会が認める者に限る。) 一万二千円を超えない範囲内で人事委員会が認める額
- 6 (期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。
 第四条の四第一項に次の一号を加える。
- 三 山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)以下「任期付職員条例」という。第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(人事委員会が認める者に限る。)

- 2 職員給与条例第三十二条第四項及び警察職員給与条例第三十条第四項の給料月額に乗ずる割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員のうち管理職手当に係る支給区分が一種の職を占める職員 百分の二十五

- 二 前項第一号に掲げる職員のうち管理職手当に係る支給区分が二種又は三種の職を占める職員 百分の十五
 - 三 前項第二号に掲げる職員 百分の十
 - 四 前項第三号に掲げる職員 百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会が認める割合
- 別表第一に次のように加える。

十二 任期付職員条例第四条第一項の給料表	一号給から七号給までのいずれかの給料月額を受ける職員	百分の二十を超えない範囲内で人事委員会が認める割合
----------------------	----------------------------	---------------------------

山梨県人事委員会規則第十号
 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十六年三月十八日
 山梨県人事委員会
 委員長 坂本 宏

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
 別表第七中「企画室長」を「企画室長」に、「甲府警察署」を「甲府警察署」に改め、同表富士吉田警察署の項を削り、同表警察学校の項中「田警察署」を「

種	校長	三種
副校長	五種	

」に改める。

附則
 この規則は、平成十六年三月十九日から施行する。

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年三月十七日までとする。
平成十六年三月十八日

山梨県公安委員会
委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要		検定番号
	遊技機の種類及び区分	型式名 製造又は輸入業者名	
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) (別表第二)	CRエビ ンチュウW 株式会社高尾	三〇一〇六
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) (別表第二)	CRエビ ンチュウY 株式会社高尾	三〇〇九九二
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) (別表第二)	CRエビ ンチュウA 株式会社高尾	三〇一〇四一

京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRぱちんこイエ ロイヤ PR1	京楽産業株式会社	三〇一〇七七
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRぱちんこイエ ロイヤ PR1	京楽産業株式会社	三〇一〇九三
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRぱちんこイエ ロイヤ PR1	京楽産業株式会社	三〇一〇九七
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中川区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRドツ キドキ! 西遊記M ン	株式会社ニューギン	三〇一〇六七
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR横山 やすし伝 説M	豊丸産業株式会社	三〇一〇九九
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊	ぱちんこ遊技機	CR横山 やすし伝	豊丸産業株式会社	三〇一一一九

愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目二番地 株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	説S	株式会社平和	三二一〇七一	中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八 株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	イングV	平和 株式会社	三二一〇八〇
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRパニ Iガール YJ2	株式会社平和	四〇〇〇一〇					
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	アレキ グ	株式会社藤商事	三四〇九八七					
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	アレンジポ ール遊技機 規則第六条第三号(別表第六)	CRパ ニング グラ ツシユ	株式会社藤商事	三五〇九七五					
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR暴れ ん坊将軍 R1	株式会社藤商事	三〇一〇七五					
株式会社平和 代表取締役	ぱちんこ遊技機	ダブルウ	株式会社	三一〇七六					